

告示第 118 号

太子町福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、光熱費等の物価高騰の影響を強く受けている介護・高齢、障害福祉、教育・保育施設等（以下「福祉施設等」という。）に対し、太子町福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、福祉施設等利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、福祉施設等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条に規定する事業を行う事業所又は同条に規定する施設（同条第 6 項に規定する居宅療養管理指導を行う事業所若しくは施設は除く。）若しくは同法第 8 条の 2 に規定する事業を行う事業所（同条第 5 項に規定する介護予防居宅療養管理指導を行う事業所若しくは施設は除く。）又は同法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する事業を行う事業所又は同条に規定する施設のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、移動支援事業、地域活動支援センターの事業を行う事業所又は施設
- (5) 太子町障害者等地域生活支援事業施行規則（平成 18 年規則第 32 号）第 5 条第 1 項第 7 号に規定するその他障害者等の地域生活に対し支援する事業の

うち、太子町障害者等地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年告示第 95 号）

第 2 条第 3 号に規定する日中一時支援の事業を行う事業所

(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所又は同法第 42 条に規定する障害児入所施設

(7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

(8) 児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けた小規模保育事業所

(9) 児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設

(10) 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行い、国の子ども・子育て支援交付金の対象となっている事業所

（交付対象者）

第 3 条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和 8 年 9 月 1 日時点において、町内に所在する福祉施設等

(2) 第 5 条に規定する交付申請時点で事業を休止、廃止していない福祉施設等

(3) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間で、サービスを提供した実績を有する福祉施設等

（支援金の額等）

第 4 条 交付対象者に交付する支援金の額は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。

（交付申請）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする福祉施設等の代表者（以下「申請者」という。）は、福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書に福祉施設等内訳表及び誓約書を添えて、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第 6 条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、支援金を交付しないことを決定したときは、福祉施設等物価高騰対策支援金却下決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 7 条 町長は、支援金の交付の決定を受けた者が、申請内容を偽るなど不正な手段により交付を受けたときは、当該交付の決定を取消することができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取消したときは、福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

る。

（支援金の返還）

第 8 条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取消した場合において、その取消しに係る支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第 9 条 支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の交付を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 4 条関係）

介護・高齢

区分	福祉施設等の種別	定員	1 の福祉施設等当たりの支援金の額
入所	介護老人福祉施設	20 人以下	15 万円
	地域密着型介護老人福祉施設	21 人以上	30 万円
	地域密着型認知症対応型共同生活介護	35 人以下	
	短期入所生活介護	36 人以上	45 万円
	短期入所生活介護	50 人以下	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	51 人以上	60 万円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	65 人以下	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	66 人以上	75 万円
通所	通所介護	80 人以下	
	通所介護	81 人以上	90 万円
	通所介護	20 人以下	10 万円
	地域密着型通所介護	21 人以上	15 万円
	地域密着型認知症対応型通所介護	35 人以下	
	通所リハビリテーション	36 人以上	20 万円
	通所リハビリテーション	50 人以下	

		51 人以上 65 人以下	25 万円
		66 人以上 80 人以下	30 万円
		81 人以上	35 万円
複合	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	—	10 万円
訪問	訪問介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	—	10 万円
その他	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	20 人以下	15 万円
		21 人以上 35 人以下	20 万円
		36 人以上 50 人以下	25 万円
		51 人以上 65 人以下	30 万円
		66 人以上 80 人以下	35 万円
		81 人以上	40 万円

備考

- 1 入所区分中、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、空床利用型を除く。
- 2 訪問区分中、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は 1 の福祉施設等とみなす。

別表第 2（第 4 条関係）

障害福祉

区分	福祉施設等の種別	定員	1 の福祉施設等当たりの支援金の額
訪問	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 自立生活援助	—	10 万円

	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 移動支援事業 障害児相談支援		
通所	生活介護 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 地域活動支援センター 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	20 人以下	10 万円
		21 人以上 35 人以下	15 万円
入所	療養介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 日中一時支援 障害児入所支援	20 人以下	15 万円
		21 人以上 35 人以下	30 万円

備考 訪問区分中、同一の事業所番号を用いてサービスを複数提供している場合は 1 の福祉施設等とみなす。

別表第 3（第 4 条関係）

教育・保育施設等

区分	福祉施設等の種別	定員	1 の福祉施設等当たりの支援金の額
通所	認定こども園	20 人以下	10 万円
	小規模保育事業所	21 人以上 35 人以下	15 万円
	認可外保育施設	36 人以上 50 人以下	20 万円
	放課後児童健全育成事業を行う事業所	51 人以上 65 人以下	25 万円
		66 人以上 80 人以下	30 万円
		81 人以上	35 万円

